

建築物石綿含有建材調査に関する講義 修了考査 A

受講者(受講番号) ()

氏名 _____

注意事項

1 次の40問について、設問の趣旨に沿って解答して下さい。なお、解答用紙への記載に当たっては、次の解答例を参考としてください。

解答例

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
エ	ウ	イ	イ	エ	エ	ア	イ	イ	ウ

以下省略

2 修了考査時間は 90 分とする。

3 試験問題と解答用紙の両方を提出して下さい。試験問題を持ち帰ることはできません。

修了考査試験問題

1 石綿の定義について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

ア 石綿障害予防規則において、「石綿等」とは、労働安全衛生法施行令第 6 条第 23 号に規定する石綿等をいい、石綿及びこれをその重量の 0.1%を超えて含有する物をいう。

イ 石綿とは、繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライトをいう。

ウ 製造等の禁止の対象となる「石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する製剤その他のもの」とは、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する物のことをいう。塊状の岩石で、これに含まれているクリソタイル等が繊維状を呈していないものも含まれる。

エ 石綿の分析のための試料の用に供せられる石綿、石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供せられる石綿、これらの原料又は材料として使用される石綿若しくは石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する製剤その他の物(石綿分析用試料等)が、製造が禁止される有害物から除外され、製造の許可を受けるべき有害物とされた。

2 石綿ばく露の医学的所見について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

ア 胸膜プラークは、過去における石綿ばく露の重要な指標である。石綿小体とともに、肺がんや中皮腫の労災認定の際の重要な医学的所見である。

イ 石綿小体は、過去における石綿ばく露の重要な指標である。石綿繊維がフェリチンで被覆されたものをいい、肺がんや中皮腫の労災認定の際の重要な医学的所見である。

ウ 典型的な石綿小体は、直径 2~5 μ m で、金色~褐色の特徴的な形態を示す。

エ 最近では、どれだけの石綿なら吸入しても安全であるか、具体的なばく露量が分かっている。

3 次のうち誤っているものを一つ選びなさい。

ア 石綿は、石綿含有建材として使用されてきたが、鉄骨等の耐火被覆用、吸音・結露防止用、内装材（天井、床、壁）用、外装用、屋根材、煙突材、煙突断熱用等がある。

イ 石綿は、不燃性で耐久性があるが、引っ張り強さが難点ですぐにはがれてしまう。

ウ 石綿は、セメントとの密着性に優れていて、均一に混じりやすい

エ 石綿は、紫外線、雨などの気象条件に対して、耐候性に優れている

4 建築物内の石綿繊維数濃度について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

ア 石綿飛散の影響をみるために、空気中の石綿繊維数濃度を計測する。

イ 空気中の石綿繊維数濃度の計測方法には、位相差顕微鏡を使用する方法及び電子顕微鏡を使用する方法がある。

ウ 位相差顕微鏡を使用する方法において、採取した試料を低温灰化で処理した場合は有機物繊維数濃度となる。

エ 呼吸器系に入るサイズは、長さとの幅の比 3:1 で、かつ、幅 $3\mu\text{m}$ 未満、長さ $5\mu\text{m}$ 以上のものとなっている

5 建築基準法について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

ア 建築物の通常の利用時に石綿の飛散のおそれある建築材料を新たに使用することを禁止しているが、具体的には、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールをいう。

イ 建築物等の増改築時に、原則、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられているが、増改築を行う部分の床面積が増改築前の床面積の $\frac{3}{10}$ を超えない場合、増改築を行う部分以外の部分については、封じ込めや囲い込みの措置を行うことが認められている。

ウ 大規模修繕・模様替時には、大規模修繕・模様替を行う部分以外の部分について、封じ込めや囲い込みの措置を行うことが認められている。

エ 定期報告の対象となる建築物（物販店舗、病院、ホテルなど）の場合、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの使用の有無、封じ込めや囲い込みの措置の状況についても報告事項となっている。

6 国土交通省による石綿の使用実態の調査について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

ア 建築物の通常の利用時の調査は、対象となる建築物が膨大（約 3300 万棟）となることから、優先順位を付けて調査を実施する必要がある。

イ 優先となる調査対象は、鉄骨造（S造）や鉄筋コンクリート造（RC造）の建築物およそ 280 万棟がある。

ウ 吹付け石綿等に対する規制経緯や、飛散した場合の健康被害に着目して、建築時期の古い建築物、若年層が長く滞在する建築物、災害時の緊急利用が求められる建築物を優先対象とする。

エ 「建築物石綿含有建材調査マニュアル」が、2014（平成 26）年、厚生労働省から示されている。

7 事前調査(書面調査)について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

ア 事前調査の基本は、現場、現物、現実の三現主義の徹底にある。

イ 発注者ヒアリングは、竣工年、改修履歴、利用状況、調査上の留意点について行う。

ウ 書面調査整理後に、石綿含有建材データベース、メーカーや業界団体ホームページなどでデータベース等照会を行い、次に、石綿含有の有無を仮判定する。

エ 2006(平成18)年9月の石綿の製造等の禁止以降に着工した建築物等も含めて、現地調査せず、書面調査の判定で調査を確定終了してはいけない。

8 延焼のおそれのある部分について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

ア 防火地域、準防火地域、建築基準法第22条区域に建築物を建てる場合には、「延焼のおそれのある部分」に、十分な性能を持たせる必要がある。

イ 「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分に隣接する建物等で発生した火災の延焼を受けるおそれのある部分をいうが、逆に、及ぼす場合は除かれている。

ウ 「延焼のおそれのある部分」とは、建築基準法第2条6号では、隣地境界線及び道路の中心線より、それぞれ1階にあつては3m以下、2階以上にあつては5m以下の距離にある建物の部分をいう。

エ 建築基準法第22条区域とは、防火地域、準防火地域以外の市街地において、火災による類焼の防止を図る目的で、建築物の屋根に不燃材料を使用するなどの措置を必要とする特定の行政庁により定められた区域をいう。

9 要求される耐火性能について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

ア 耐火建築物の階数によって要求される耐火性能が異なる。

イ 耐火性能は、「1時間耐火」等と表現される。1時間の加熱でも構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能をいう。

ウ 最上階から数えた階数が1～4の階において、柱、床、梁の耐火性能は「2時間耐火」が要求される。

エ 最上階から数えた階数が5～14の階において、柱、床、梁の耐火性能は「2時間耐火」が要求される。

10 耐火構造の指定番号と認定番号について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

ア 指定とは、国土交通大臣が指定した機関が評価したものについての承認をいう。認定とは、国土交通大臣が告示などの法令において定めるものをいう。

イ 特記仕様書などの建築図面に、耐火構造の指定番号や認定番号が記載されていることがある。

ウ 耐火構造の指定番号の一例として、「耐火 W2033」については、Wは壁、2は「2時間耐火」を意味する。

エ 2000(平成12)年の建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、多くのものがあらためて新制度に基づく耐火構造として認定されたが、全て新しい認定番号の表記になったのは、2002年以降であり、この間は、両方の表記が混在する。

11 防火区画について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 防火区画とは、火災の発生時に、火災の発生元以外のところに急激に火災が燃え広がることを防ぐために建築基準法で定められた区画をいう。
- イ 一定面積ごとに防火区画を行い、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している(面積区画)。建築物の構造や用途により異なるが 100～3000 m²ごとに区画することが定められている。
- ウ 被害を最小限にとどめるために、11 階以上の高層建築物の防火区画を大きくするが、この区画を一般に高層区画という。
- エ スプリンクラーを設置すると、防火区画の面積要件は緩和される。

12 防火区画に接する外壁の措置等について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 面積区画、高層区画、竪穴区画と接する外壁は、区画相互間の延焼を防ぐために、接する部分を含み 90 cm以上の部分を耐火構造又は準耐火構造としなければならない。
- イ 外壁面から 90 cm以上突き出した耐火構造又は準耐火構造のひさし、床、そで壁などで防火上有効にさえぎられている場合は(ア)の措置をこれ(イ)に替えることができる。
- ウ 同じ建築物の中に異なる用途(例えば中華料理店と本屋等)が混在し、営業時間などの管理形態が異なる場合、相互に連絡がなく、発生した火災に気づき難い。異種用途区画は、用途や管理形態の異なる部分を区画することで被害の拡大を食い止めるものである。
- エ 床スラブとカーテンウォールとの間にできるすき間を耐火性能のある不燃材料で塞ぐのが一般的である。多くは、吹付け石綿やロックウールなどを使用し、隙間に充てんする。

13 不燃材料について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 不燃材料、準不燃材料、難燃材料の要求性能のうち要求時間については、それぞれ、25 分間、15 分間、10 分間である。
- イ 建築基準法の防火規制では、建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを、不燃材料、準不燃材料、難燃材料とすることが義務付けられている。
- ウ 国土交通大臣の認定を受けた不燃材料等は、認定番号が付番されている。
- エ 認定番号は、不燃材料では、NM(一般)またはNE(外部仕上用)のアルファベットと4桁の通算番号で表記されている。

14 建築設備と防火材料について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 建築基準法上では、建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。
- イ 電気設備では、防火区域の上下階の床や壁を貫通するケーブル等がある場合の貫通部の処理にけい酸カルシウム板第1種を使用することが多かった。
- ウ 給排水設備では、耐火性能が必要な排水管に石綿の耐火二層管が使われただけでなく、耐久性が求められたパッキンにも使用されていた。
- エ グリーストラップは、床スラブに大きな開口を施して設置するので、防火区画(俗称:水平区画)を担保するために下端に耐火被覆が必要となる。

15 レベル1の石綿含有建材について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

ア レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって4種類に分類される。

イ 石綿含有ロックウールの場合は、乾式、半乾式、湿式の三つの工法で施工され、それぞれ石綿含有の程度、比重が異なる。

ウ 電着工法とは、でんぷん系糊を塗布、静電気を利用してバーミキュライトなどを付着させる工法。

エ ガン吹付け工法とは、パーライトやバーミキュライトなどの材料と有機系接着剤を混練りし、ノロガン、圧送吹付け機を使用して、コンクリート等に吹付け接着させる工法

16 レベル3の石綿含有建材の特徴について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

ア 石綿含有成形板等の各建材メーカーは、自主的に、1989(平成元)年7月製造分より石綿含有建材であることを示すアルファベットの「a」の字を表示し、識別を容易にした。

イ 「a」マーク表示がないと、石綿なし、と判断することができる。

ウ 「a」マーク表示の石綿含有建材は、年代によって石綿含有量は異なる。

エ 平成元年7月から平成7年1月25日までの製造分又は出荷分は、5重量%超の石綿含有成形板等である。

17石綿含有スレートボードについて次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

ア 石綿含有スレートボードには、フレキシブル板平板、軟質板、軟質フレキシブル板の4種類がある。

外観だけでは判別が困難であるが、法に規定されている事前調査の報告においては、スレートボードとしてまとめたりせず、種類を特定する。

イ けい酸質原料を使用して高温高圧養生したフレキシブル板は、けい酸カルシウム板や硬質けい酸カルシウム板と称されることがあるので、図面等の表記に注意が必要である。

ウ 石綿含有スレートボードは化粧板やタイル下地材として、キッチンや風呂場の壁にも使用されていた。

エ JISで表示を規定される種類の記号は、平板はS、フレキシブル板はFである。

18せっこうボードについて次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

ア せっこうボードのうち、1970年(昭和45)から1986年(昭和61)に製造された製品の約1%に石綿を含有するものがある。

イ 石綿を含有するせっこうボードについては、防火材料認定番号と製造時期から石綿含有の可能性の判断ができる。

ウ 石綿含有のせっこうボードは、ほとんどが公的な建築物(官庁、公立学校、公立病院)で使用されたとされている。

エ せっこうボードは全数、裏面に表示がある。メーカー名、認定番号(指定番号)、工場名、JISマーク、製造年などの情報が記載されている。

19 石綿含有建築用仕上げ塗材について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 石綿含有建築用仕上げ塗材については、吹付け工法で施工のものは吹付けられた石綿等として、2021(令和3)年3月31日まではレベル1の扱いで、除去に際しては、隔離養生のうえ負圧管理が求められていた。
- イ 石綿含有建築用仕上げ塗材については、2021(令和3)年4月1日施行の建築用仕上げ塗材の除去に関する作業基準が定められ、除去に際しては、隔離養生(電動工具を使用して除去する場合だけは隔離養生)及び負圧管理は不要となった。
- ウ 建築用仕上げ塗材に分類されている吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトについては、従来通り石綿が含有されている場合は、石綿含有吹付け材に該当し、レベル1の措置が求められる。
- エ 石綿含有建築用仕上げ塗材については、主材には石綿が含有している可能性があるが、下地調整塗材には含有されていない。

20 「石綿含有建材データベース」について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 「石綿含有建材データベース」は石綿「有り」を証明するために活用する。
- イ 石綿有無の調査において「石綿なし」の根拠に「石綿含有建材データベース」にない等とすることはできない。
- ウ 「石綿含有の情報を得る資料の一つに国土交通省と経済産業省が共同で情報開示している「石綿含有建材データベース」がある。
- エ 「石綿含有建材データベース」のサイト管理者は、一般財団法人建材試験センターである。テキスト・画像などの転載転用、商用販売ができる。

21 一戸建て住宅について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 住宅とは、一戸建ての住宅や、アパートのように完全に区画された建築の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。
- イ 「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の設備要件を満たすことをいう。すなわち、一つ以上の居室、専用の炊事用流し、専用のトイレ、専用の出入り口である。
- ウ 専用住宅とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅。
- エ 店舗その他の併用住宅とは、飲食店、理髪店などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分が結合している住宅をいう。農業、林業等の業務に使用するために設備された土間、作業場等の部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅は該当しない。

22 目視調査の流れについて次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 成り行きで調査を行おうとすると、調査道具や装備がないばかりに、十分な調査ができないことがあるし、肝心な部位の調査漏れを生じて、再調査が必要となる可能性がある。
- イ 再調査は、調査自体の正確性を増すし、依頼者の信頼を得ることにつながる。
- ウ 調査者は、事前調査から得られた情報をもとに、建築物などの適正な石綿含有建材の取扱い方法を提案することとなる。
- エ 事前調査では、解体・改修を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。

23 目視調査の流れについて次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 事前調査の基本は、現場、現物、現実の三現主義の徹底である。
- イ 2006(平成18)年9月の石綿等の製造禁止以降に竣工した建築物等を除いて、目視調査せず、書面調査の判定で、調査を確定終了してはいけない。
- ウ みなし含有判定と、分析による含有・無含有判定は、判定結果の持つ意味合いが異なるので、明確に区別して取り扱い、報告書等を作成する。
- エ 劣化度判定は、調査目的など必要に応じて、各部屋調査時等において実施する。

24 目視調査の事前準備について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 試料を収納するビニール袋を忘れ紙に包む場合、粉じんの発生や紛失、記録の誤記入などがある。
- イ 試料を収納するビニール袋は、メモ書きが可能で、口が密封でき、厚肉タイプを用意する。
- ウ 試料採取に際しては、呼吸用保護具は、国家検定合格品のRS1、RL1を用いる。
- エ 狭隘な現場では、手鏡、暗視カメラ、照明などが必要になる場合がある。

25 目視調査の留意点について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 調査ミス、中でも調査漏れがないようにするには、「なぜ、ここに石綿含有建材が使われているか、推測する力」を持つことが重要である。
- イ 現状の仕上げ材が新しく見え、「当初の施工物と異なるのではないか」、などと疑問を感じたら所有者に対して改修履歴を確認するよう努める。
- ウ 調査者は、疑問点を抽出し、分析する能力を身に付ける。
- エ 国土交通省が公表している石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルの付録Ⅱに記載されている「見落としやすい例」なども参考として調査を行う。

26 調査者の労働安全衛生法上の留意点について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 石綿の飛散防止対策として、試料採取時は、扉・窓等を開放し、換気扇などを稼働する。
- イ 吹付け石綿などから石綿の飛散が目視で確認できるような場合、歩行による飛散を防止する観点から、立ち入り領域に対して、HEPA フィルター付き真空掃除機による清掃を事前に行う。
- ウ 石綿含有建材の採取の際には、飛散抑制剤などを散布してから行う。
- エ 有害物質のばく露防止対策は、一般に、発散源対策で、それでもやむを得ず発散させてしまう場合は飛散防止対策、さらに個人用保護具を使用することになる。

27 調査者の労働安全衛生法上の留意点について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 何より安全が第一であり、煙突頂部やスレート屋根等危険な箇所の場合には、調査報告書に採取不能であった理由を記すればよい。
- イ 試料採取の適地とは、代表試料を採取できる場所のことである。
- ウ 酸欠、有毒ガスばく露のおそれのある個所へは、立ち入らない。
- エ 吹付け石綿の厚みの中にケーブルや管などの活線が埋没していることも考えられるので、試料の採取の際には、感電などのおそれがないことを確認する。

28 同一と考えられる材料の範囲について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 調査において、異なる建材を同一の建材と判断しないことが重要である。
- イ 現物を注意深く観察、改修工事・増築工事を見落とさない、建築の知識の応用(延焼ライン、防火区画等)が必要である。
- ウ 色、成形板であれば触る、叩いてみる、外してみる等により、知識と経験で総合的に判断する。
- エ 同様の部屋が複数あり、同種建材が繰り返し使用されている場合は、同一建材であるかどうかの確認は省略できる。

29 改修工事・増築工事の見落としについて次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 事務所ビルなどでは、床のレベルは特殊な部屋を除いてはほぼ一定である。
- イ エレベーターホールレベルよりかさ(嵩)上げされている部分の多くは、改修履歴があることが多い。
- ウ フリーアクセスフロアの場合は、現仕上げ材の下はすべて撤去されていることがほとんどである。
- エ 部分改修工事では、既存壁の上から新たに仕上げ壁を施工する場合がある。

30 調査者による試料採取について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 事前調査について、通達(平成30年4月20日付け基安化発0420第1号)では、同一と考えられる建材の範囲ごとに区別して、独立して分析判定を行う、と示されている。
- イ 同一と考えられる建材の範囲ごとに、原則として、3か所以上から試料を採取することを示している。
- ウ 建築物の維持・管理のための建築物調査においても、レベル1, 2の建材製品は、できる限り採取するようにしたい。
- エ 調査者の労働安全衛生上の留意点が守れない場合であっても、職務遂行のために試料採取を行い、報告書に、部位と理由を必ず書いておく。

31 目視調査の記録方法のうち写真の撮り方について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 対象物は、広角撮影、近接撮影とする。アップで真正面から撮影すると、編集時に平面的で内容不明、部位不明の写真となるおそれがあるので、注意する。
- イ 写真は、調査者にしかわからない写真ではなく、現地調査報告書の読者に、現地の部屋の雰囲気、調査対象物の素材感を伝えることができるか、がポイントである。
- ウ 写真の構図は、縦と横の構図の写真を入れないと、現地調査報告書が単調になり、読みにくい。
- エ 劣化度の判定のための撮影について、アップで撮影すると、報告書を読む関係者は、全面、全体だと認識するおそれがあるので、2枚の組み写真とする、逆光の発光写真とするなどでバランスをとる。

32 石綿の劣化に対する記録について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 石綿の劣化の進行度を定量的に測定することが困難な理由の一つとして、その建材製品の使用されている箇所の環境が、屋内外、湿潤乾燥の繰り返し、振動・風圧の有無など異なっていることがある。
- イ ボイラー室の壁に吹付け石綿があり、壁にスコップを立てかけるときの痕がありへこんでいるが、他の壁や天井に脱落や垂れさがりがない状態であれば、「劣化なし」と判断するのが望ましい。
- ウ 傷は過去のものであるが、劣化現象は自然的、人為的要因を含めて現在進行形である。このまま使用を継続した場合に、将来はもっと悪化するかどうかも含めて、劣化度の判定を行う必要がある。
- エ 学校の教室の天井に吹付け石綿が使用されていて、生徒が紙飛行機でその天井に命中させ、石綿層に突き刺さっている。付着力に問題はなく、平面状況も比較的きれいだった。このような状況は、人為的行為による「やや劣化」と判定する。

33 調査者による分析機関の選定について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 分析機関が、すぐに、石綿分析の技術者教育計画と教育記録を提出できない場合は、普段から適切な技術者教育を行っていないと考えてよい。
- イ 石綿含有建材の精度管理プログラムは、法令の要求事項であり、その重要性を認識している機関に測定依頼することが望ましい。
- ウ ブラインド試料を用いて分析機関の技量等を確認できる
- エ 適切に精度管理を実施している分析機関は、石綿含有建材分析の詳細を示すことができる。

34 建材の石綿分析法の概要について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 建材の石綿分析は、まず、採取した試料について、「定性分析」を行い、石綿が含まれているかどうかを判定する。
- イ 「石綿含有あり」の試料については、「定量分析」を実施し、石綿の含有率が、「0.1%」超過であるか、「0.1%以下」であるを判定する。
- ウ 「アスベスト分析マニュアル」では偏光顕微鏡による「定性分析」における石綿不検出確定の手順が記載されており、基安化発0331第3号において、石綿不検出の判定する際には、この方法により判定することが求められている。
- エ 調べた繊維がいずれもアスベストでなかった場合、または、試料から実体顕微鏡で確認できる大きさの繊維が見つからなかった場合は、無作為に分取した試料で偏光顕微鏡用の標本を10枚作成し、実体顕微鏡では見えない繊細なアスベスト繊維をさがす。

35 定量分析法1について間違っているものを1つ選びなさい

- ア 定性分析法1または2によって「アスベスト含有」と判定された試料について、ぎ酸処理(前処理)を行い、X線回析装置によりアスベスト含有率を定量する方法をいう。
- イ 明らかにアスベスト含有率が高いと判定した場合は、ぎ酸による前処理を行わず定量分析ができる。
- ウ 本法は、天然鉱物中に不純物として含有するおそれがあるアスベスト分析については適用されない。
- エ 試料の厚みが増せば、多くのX線が試料に吸収され、誤差が生じるので、基底標準を置いて補正する基底標準補正法を実施する必要があるが、国内の分析機関のほとんどは、ニッケル板を用いている。

36 過去に実施された石綿分析の結果を用いる場合について誤りを1つ選びなさい

- ア 過去の分析結果に対して、調査者が適正に評価することが求められ、特に「石綿なし」の結果があった場合は、①石綿含有の基準値が5重量%、1重量%、0.1重量%と変遷したこと、②石綿の種類が3種類から6種類に変わったことなどにより、注意が必要である。
- イ 過去の定性分析の結果に対して、「何種類の石綿を対象としていたか」に注意して評価する。
- ウ 過去の定量分析の結果に対して、「定量下限値は当時の基準値を十分に下回っていたか」に注意して評価する。
- エ 過去の定量分析の結果に対して、「試料調整方法やX線回析装置の条件は適切であったか」についてまでは、注意して評価することは必要ない。

37 分析結果報告書について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 分析結果報告書について、受領した場合(社判押印、分析者氏名、分析結果総括、検体別の結果、写真やチャート図その他)が揃っているかをチェックする
- イ 分析結果報告書について、前処理法(灰化、酸処理、浮遊沈降)に問題はないかチェックする。
特に、塩酸で前処理する場合、含有率が1%以下の場合、クリソタイル消滅のおそれがある。
- ウ 分析結果報告書について、添付されたチャートについて、疑問や違和感があったとしても、すぐに電話等で問い合わせすることはせず、時間をかけて検討してから文書でこれを行う。
- エ 調査者は、発注者から分析調査結果について問い合わせがあったとき、
石綿含有の有無
含有していた場合はそのリスク
今後の維持管理の方法
について簡潔に説明する必要がある

38 調査詳細報告書の診断欄について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 判断根拠欄は、分類を記号で記載する。例えば、a は、国土交通省・経済産業省石綿(アスベスト)含有建材データベース 2015(平成 27 年)2 月版をいう。
- イ 添付資料欄は、判断根拠を証明するのに必要な資料を記す。
- ウ 石綿の有無欄は、有無を記す。
- エ 石綿の種類欄は、略号で記載する。例えばクリソタイルはクリソと記載する。

39 石綿を含む建築物の維持管理について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

- ア 維持管理のための調査では、「試料採取の対象(どの建材の試料を採取するか)」は、発注者の調査範囲や調査目的で異なるので、事前に十分打ち合わせをする
- イ 多くの場合、建物を使っている状況の中で調査を行うことになる。
- ウ 試料採取ができない箇所は、報告書にその旨を記載しておくことが重要である。
- エ 建築物に石綿ありの場合の維持管理として、建築物に吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、けい酸カルシウム板第2種が使用されている場合は、建築基準法による規制があることに留意する必要がある。

40事前調査結果報告書の作成について次のうち間違っているものを一つ選びなさい。

ア 特記事項では、建材ごとの調査の結果、調査の範囲等を記載する。

イ 特記事項には、今回調査できなかった箇所と、なぜ調査ができなかったかを詳しく記載する。

ウ 無含有建材の判断根拠は、詳細報告書に記載するが、含有建材と「みなす」理由は調査依頼者に尋ねられることはないので、簡潔に記載する。

エ 無含有建材の証明は、石綿含有の可能性のある建材について、石綿なしと判断した場合は、その同一と考えられる建材範囲ごとに、判断根拠が明確となるよう記録を作成する。

修了考查 A 解答用紙

受講者(受講番号) (_____)

氏名 _____

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40